

法務省提出資料

資料①	供託事務処理手続の流れ	1
資料②	関係法令全一覧	3
資料③	供託所一覧・供託所別処理件数・供託 所別人員配置・専従職員の人件費	15
資料④	審査事務の具体的内容	20
資料⑤	専門知識・能力の養成方法	22

供託とは

「供託」とは、「供託者」がある財産（「供託物」）を国家機関である「供託所」に提出し、その管理を委ね、供託所を通じてその財産をある者（「被供託者」）に取得させることによって、一定の法律上の目的を達成させようとする制度である（供託法第1条、第2条、第8条等）。

「供託」を義務付け、又は「供託」を許容する根拠法令は約650あり、これらはいずれも「供託官」の審査・受理等により、様々な法律関係が確定する。

供託所

「供託所」は、法務局・地方法務局の本局（50箇所）、支局（278箇所）及び出張所（4箇所）の計332箇所である（平成21年9月現在）。

人員配置及び予算

「供託官」は、法務局・地方法務局では供託課長が専従し、支局では支局長又は支局総務課長が、出張所では出張所長（統括登記官）が兼務している。

供託事務の専従職員は、供託官を含め全国で268名（人件費は約24億円）、支局の大部分及び出張所では職員が他の業務（戸籍、国籍、人権擁護など）と兼務している。供託官を含む専従職員の配置は、東京32名、大阪14名、名古屋6名、横浜、京都、神戸、福岡、那覇4名（いずれも本局）、その他は3名以下となっている。

物件費は約8億円（「民事業務庁費」）。

なお、供託事務は、サービスを無償で提供している。

（参考1）供託の分類別件数及び金額等（平成20年度）

供託の分類	受入れ		払渡し	
	件数	金額・額面額	件数	金額・額面額
弁済供託	171,092件	41,424,030,610円	221,846件	37,518,993,984円
執行供託	86,451件	29,335,386,431円	115,514件	31,536,137,205円
担保供託	25,158件	237,747,368,399円	33,886件	215,925,850,948円
没収供託	4,453件	1,905,158,473円	3,607件	1,561,800,000円
その他	9,459件	32,812,072,909円	10,377件	17,304,718,991円

（参考2）供託物の種類別件数及び金額等（平成20年度）

供託物の種類	受入れ		払渡し	
	件数	金額	件数	金額
金銭	295,674件	228,878,216,417円	383,586件	219,031,438,411円
有価証券	136件	847,800,405円	741件	12,438,962,717円
振替国債	803件	113,498,000,000円	903件	72,377,100,000円

供託の受理手続

供託申請

・供託者からの供託の申請につき、供託書及び添付書類の提出、並びに提示書類の提示(資格証明書、委任状)

**①供託書等の
受付・調査**

・供託書及び添付書類、提示書類を基に、当該供託の申請が適法・有効であるか否かを調査し、その受理・不受理に供する。

⇒供託書が所定の様式に従って作成され、並びに必要な資格証明、委任状等の添付及び提示がされているか等の形式的要件の存否のみでなく、**供託書に記載された供託原因事実及び供託根拠法令の規定に照らし、当該申請に係る供託が実体法上の要件を具備した有効なものか否か等の実質的要件の存否をも調査しなければならない。**

※詳細は、資料④「審査事務の具体的内容」を参照ア.供託の申請が適式であること イ.供託者及び被供託者が当事者能力及び行為能力を有すること ウ.供託を義務付け、又は許容する根拠法令が存在すること エ.当該供託所が管轄権を有すること オ.供託の目的物が適格を有すること カ.供託者及び被供託者が当事者適格を有すること キ.当該供託に供託の原因が存在すること

⇒提出された現金(供託金)の確認も行う。

申請が不適法・無効

②'却下(不受理)決定

取下げ

申請が適法・有効

**②供託申請の
受理決定**

・後日、日銀から供託所に保管金領収書等が送付されるため、供託官が確認する。

⑦現金出納簿等の記載

⑧日銀等に供託金払込み

③供託金の受入れ

・受理決定と同時に供託金の受入れを行う(民間金融機関とは異なり、午後5時まで金銭の受入れも行う。)
・供託書正本に供託を受理する旨、供託番号及び供託金を受理した旨を記載し、記名押印する。

④金銭供託元帳の記載

⑨供託通知書の発送

⑤供託書正本の交付

・金銭供託元帳に受理年月日、供託番号、供託金額、供託の種類及び供託者の氏名を記載する。

・供託者から発送請求がされたときに行う。

⑥供託書副本ファイルの調製

・供託書副本ファイルに供託番号、受理年月日、金銭の受入年月日を記載する。

すべて一連・一体の手続であり、かつ、原則として①～⑦は即時処理

供託の払渡手続

すべて一連・一体の手続であり、かつ、原則として①～⑤は即時処理

供託物払渡請求

・供託物の還付を受け、又は取戻しをしようとする者からの供託物払渡請求につき、供託物払渡請求書及び必要な書類(還付を受けることを証する書面、取戻しを受けることを証する書面、反対給付があったことを証する書面等)の提出及び提示

① 払渡請求書等の 受付・調査

・供託物払渡請求書及び添付書類、提示書類(印鑑証明書、資格証明書等)を基に、当該払渡請求が適法・有効であるか否かを調査

⇒払渡請求書が所定の様式に従って作成され、並びに必要な書類の添付及び提示がされているか等の形式的要件の存否のみでなく、これらの書面の記載から、当該払渡請求者が実体法上供託物の還付を受け、又は取戻しをする権利を有するか否かの実質的審査の存否も調査しなければならない。

※詳細は、資料④「審査事務の具体的内容」を参照

◎還付又は取戻しを受ける権利を有することを証する書面の意義

確定判決、和解調書、公正証書、戸籍謄本、各種の私署証書等が挙げられるが、個々の払渡請求の場合に応じて提出されるものであり、定型化することができる性質のものではない。

◎供託関係の変動

払渡請求を認可すべきか否かの判断の前提として、当該払渡請求権の差押え、消滅時効の完成等、供託成立後の供託関係の変動(払渡請求を妨げる事由の有無)も調査しなければならない。

具体的には、払渡請求権の譲渡、質入れ、払渡請求権に対する民事執行法による差押え、民事保全法による仮差押えの執行、国税徴収法による滞納処分による差押え、払渡請求権の消滅時効等がある。

請求が不適法・無効

② 却下決定

取下げ

請求が適法・有効

② 払渡請求の認可

⑤ 金銭供託元帳等の記載

・払渡請求書に、払渡しを認可する旨を記載し、押印する。

・金銭供託元帳に払渡年月日及び還付・取戻しの別を記載する。

③ 小切手の振出し・交付等

請求内容(小切手の振出し、預貯金振込等)に応じた措置を行う。

・供託官たる歳入歳出外現金出納官吏が払い渡すべき供託金の利息を計算し、供託金と利息を合算した金額で一枚の小切手を作成する(民間金融機関とは異なり、午後5時まで小切手の振出しも行う。)
・供託の継続した期間に応じた利息(異なる複数の利率が適用されることもある)が付される。

・日本銀行は所持人に金銭を交付する。

④ 供託書副本ファイルの調製

・供託書副本に払渡年月日、還付又は取戻しの旨、払戻高、残高を記載する。

日銀に小切手を提示

《 関係法令全一覧 》

資料②

番号	法 令 名	法 令 番 号	条	項	号	備考
1	意匠法	(昭和三十四年四月十三日法律第二百二十五号)	第三十三条	七		
2	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	(昭和四十一年七月九日法律第二百二十六号)	第十一条	二		
3	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	(昭和四十一年七月九日法律第二百二十六号)	第二十二條	三		
4	会社法	(平成十七年七月二十六日法律第八十六号)	第四百一十一條	二		
5	会社法	(平成十七年七月二十六日法律第八十六号)	第四百一十一條	三		
6	会社法	(平成十七年七月二十六日法律第八十六号)	第四百一十二條	二		
7	会社法	(平成十七年七月二十六日法律第八十六号)	第四百一十二條	三		
8	会社法	(平成十七年七月二十六日法律第八十六号)	第四百五十四條	二		
9	会社法	(平成十七年七月二十六日法律第八十六号)	第二百七十二條	三		
10	会社法	(平成十七年七月二十六日法律第八十六号)	第八百二十四條	二		
11	会社法	(平成十七年七月二十六日法律第八十六号)	第八百二十七條	二		
12	会社法	(平成十七年七月二十六日法律第八十六号)	第八百三十六條			
13	会社法	(平成十七年七月二十六日法律第八十六号)	第八百四十條	六		
14	会社法	(平成十七年七月二十六日法律第八十六号)	第八百四十七條	七		
15	会社更生法	(平成十四年十二月十三日法律第五百五十四号)	第八十二條	四		
16	会社更生法	(平成十四年十二月十三日法律第五百五十四号)	第一百十三條			
17	家事審判法	(昭和二十二年十二月六日法律第五百五十二号)	第十五條の三	七		
18	河川法	(昭和三十九年七月十日法律第六十七号)	第四十三條	二		
19	河川法	(昭和三十九年七月十日法律第六十七号)	第四十三條	三		
20	家畜商法	(昭和二十四年六月十日法律第二百八号)	第十條の二			
21	家畜商法	(昭和二十四年六月十日法律第二百八号)	第十條の五			
22	家畜商法	(昭和二十四年六月十日法律第二百八号)	第十條の六			
23	割賦販売法	(昭和三十六年七月一日法律第五百五十九号)	第十六條			
24	割賦販売法	(昭和三十六年七月一日法律第五百五十九号)	第十八條			
25	割賦販売法	(昭和三十六年七月一日法律第五百五十九号)	第十八條の三	二		
26	割賦販売法	(昭和三十六年七月一日法律第五百五十九号)	第二十條の三	三		
27	割賦販売法	(昭和三十六年七月一日法律第五百五十九号)	第二十條の三	四		
28	割賦販売法	(昭和三十六年七月一日法律第五百五十九号)	第二十二條			
29	割賦販売法	(昭和三十六年七月一日法律第五百五十九号)	第二十二條の二			
30	割賦販売法	(昭和三十六年七月一日法律第五百五十九号)	第二十二條の二	二		
31	株式会社商工組合中央金庫法	(平成十九年六月一日法律第七十四号)	第五十九條			
32	株式会社日本政策投資銀行法	(平成十九年六月十三日法律第八十五号)	第二十六條	二		
33	仮登記担保契約に関する法律	(昭和五十三年六月二十日法律第七十八号)	第七條			
34	関税定率法	(明治四十三年四月十五日法律第五十四号)	第十三條	三		
35	関税定率法	(明治四十三年四月十五日法律第五十四号)	第十七條	二		
36	関税定率法	(明治四十三年四月十五日法律第五十四号)	第十八條	二		
37	関税定率法	(明治四十三年四月十五日法律第五十四号)	第十九條	二		
38	関税法	(昭和二十九年四月二日法律第六十一号)	第六十一條	二		
39	関税法	(昭和二十九年四月二日法律第六十一号)	第六十二條の四	二		
40	関税法	(昭和二十九年四月二日法律第六十一号)	第六十二條の十五			
41	関税法	(昭和二十九年四月二日法律第六十一号)	第六十三條	二		
42	関税法	(昭和二十九年四月二日法律第六十一号)	第六十九條の六			
43	関税法	(昭和二十九年四月二日法律第六十一号)	第六十九條の六	二		
44	関税法	(昭和二十九年四月二日法律第六十一号)	第六十九條の十	三		
45	関税法	(昭和二十九年四月二日法律第六十一号)	第六十九條の十三	五		
46	関税法	(昭和二十九年四月二日法律第六十一号)	第六十九條の十二			
47	関税法	(昭和二十九年四月二日法律第六十一号)	第六十九條の十二	二		
48	関税法	(昭和二十九年四月二日法律第六十一号)	第六十九條の十七	三		
49	関税法	(昭和二十九年四月二日法律第六十一号)	第七十三條			
50	関税法	(昭和二十九年四月二日法律第六十一号)	第七十七條	七		
51	関税法	(昭和二十九年四月二日法律第六十一号)	第八十五條	三		
52	関税法施行令	(昭和二十九年六月十九日政令第五百十号)	第八條の二			
53	関税法施行令	(昭和二十九年六月十九日政令第五百十号)	第八十條	三		
54	軌道ノ抵当ニ関スル法律	(明治四十二年四月十三日法律第二十八号)	第一條			
55	企業担保法	(昭和三十三年四月三十日法律第六号)	第十七條			

番号	法 令 名	法 令 番 号	条 項	号	備考
56	企業担保法	(昭和三十三年四月三十日法律第百六号)	第十七条	二	
57	企業担保法	(昭和三十三年四月三十日法律第百六号)	第五十五条		
58	揮発油税法	(昭和三十三年四月六日法律第五十五号)	第十三条		
59	揮発油税法	(昭和三十三年四月六日法律第五十五号)	第十八条		
60	旧軍関係債権の処理に関する法律	(昭和二十四年十二月十二日法律第二百五十七号)	第一条	二	
61	旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令	(昭和二十四年八月一日政令第二百九十一号)	第二十八条の十		
62	協同組合による金融事業に関する法律	(昭和二十四年六月一日法律第八十三号)	第五条の九	三	
63	協同組合による金融事業に関する法律	(昭和二十四年六月一日法律第八十三号)	第六条		
64	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	(平成五年五月十二日法律第四十四号)	第十四条	二	
65	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	(平成五年五月十二日法律第四十四号)	第十四条	三	
66	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	(平成五年五月十二日法律第四十四号)	第十四条	四	
67	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	(平成五年五月十二日法律第四十四号)	第四十条	四	
68	漁業法	(昭和二十四年十二月十五日法律第二百六十七号)	第三十九条	十一	
69	漁業法	(昭和二十四年十二月十五日法律第二百六十七号)	第二百二十三条	二	
70	漁業法施行法	(昭和二十四年十二月十五日法律第二百六十八号)	第十四条		
71	銀行法	(昭和五十六年六月一日法律第五十九号)	第二十六条		
72	銀行法	(昭和五十六年六月一日法律第五十九号)	第四十三条		
73	銀行法	(昭和五十六年六月一日法律第五十九号)	第四十五条	三	
74	金融機関の合併及び転換に関する法律	(昭和四十三年六月一日法律第八十六号)	第五十三条		
75	金融機関の合併及び転換に関する法律	(昭和四十三年六月一日法律第八十六号)	第六十五条		
76	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律	(平成八年六月二十一日法律第九十五号)	第五十四条	四	
77	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律	(平成八年六月二十一日法律第九十五号)	第六十五条		
78	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律	(平成八年六月二十一日法律第九十五号)	第二百二十条	四	
79	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律	(平成八年六月二十一日法律第九十五号)	第二百三十一条		
80	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	(昭和十八年三月十一日法律第四十三号)	第4条		
81	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	(昭和十八年三月十一日法律第四十三号)	第八条の二		
82	金融商品取引法	(昭和二十三年四月十三日法律第二十五号)	第三十一条の二		
83	金融商品取引法	(昭和二十三年四月十三日法律第二十五号)	第五十三条		
84	国の債権の管理等に関する法律	(昭和三十一年五月二十二日法律第百十四号)	第十八条		
85	国の債権の管理等に関する法律	(昭和三十一年五月二十二日法律第百十四号)	第二十六条		
86	原子力損害の賠償に関する法律	(昭和三十六年六月十七日法律第百四十七号)	第十二条		
87	建設機械抵当法	(昭和二十九年五月十五日法律第九十七号)	第二十二条		
88	公益信託ニ関スル法律	(大正十一年四月二十一日法律第六十二号)	第四条		
89	鋳業法	(昭和二十五年十二月二十日法律第二百八十九号)	第五十三条の二	七	
90	鋳業法	(昭和二十五年十二月二十日法律第二百八十九号)	第九十八条		
91	鋳業法	(昭和二十五年十二月二十日法律第二百八十九号)	第一百七条		
92	鋳業法	(昭和二十五年十二月二十日法律第二百八十九号)	第一百七条	三	
93	鋳業法	(昭和二十五年十二月二十日法律第二百八十九号)	第一百七条		
94	公共用地の取得に関する特別措置法	(昭和三十六年六月十七日法律第百五十号)	第二十六条		
95	公共用地の取得に関する特別措置法	(昭和三十六年六月十七日法律第百五十号)	第二十七条		
96	公共用地の取得に関する特別措置法	(昭和三十六年六月十七日法律第百五十号)	第二十八条		
97	航空機抵当法	(昭和二十八年七月二十日法律第六十六号)	第十八条	三	
98	公職選挙法	(昭和二十五年四月十五日法律第百号)	第九十二条	一	
99	公職選挙法	(昭和二十五年四月十五日法律第百号)	第九十二条	二	
100	公職選挙法	(昭和二十五年四月十五日法律第百号)	第九十二条	三	
101	公職選挙法	(昭和二十五年四月十五日法律第百号)	第九十二条	四	
102	公職選挙法	(昭和二十五年四月十五日法律第百号)	第九十二条	五	
103	公職選挙法	(昭和二十五年四月十五日法律第百号)	第九十二条	六	
104	公職選挙法	(昭和二十五年四月十五日法律第百号)	第九十二条	七	
105	公職選挙法	(昭和二十五年四月十五日法律第百号)	第九十二条	八	
106	公職選挙法	(昭和二十五年四月十五日法律第百号)	第九十二条	九	
107	公職選挙法	(昭和二十五年四月十五日法律第百号)	第九十二条	二	
108	公職選挙法	(昭和二十五年四月十五日法律第百号)	第九十二条	三	
109	厚生年金基金令	(昭和四十一年九月二十七日政令第三百二十四号)	第四十五条		
110	公認会計士法	(昭和二十三年七月六日法律第百三十三号)	第三十四条の三十三		
111	公認会計士法	(昭和二十三年七月六日法律第百三十三号)	第三十四条の三十三	二	
112	公認会計士法	(昭和二十三年七月六日法律第百三十三号)	第三十四条の三十三	四	
113	公認会計士法	(昭和二十三年七月六日法律第百三十三号)	第三十四条の三十三	七	
114	公有水面埋立法	(大正十年四月九日法律第五十七号)	第七条		

番号	法令名	法令番号	条	項	号	備考
115	公有水面埋立法	(大正十年四月九日法律第五十七号)	第八条			
116	国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令	(昭和二十五年二月二十八日政令第二十二号)	第三条			
117	国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令	(昭和二十五年二月二十八日政令第二十二号)	附則二項			
118	国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律	(平成十九年五月十一日法律第三十七号)	第四十七条			
119	国債二関スル法律	(明治三十九年四月十一日法律第三十四号)	第六条			
120	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律	(平成三年十月五日法律第九十四号)	第十九条			
121	国税徴収法	(昭和三十四年四月二十日法律第四百七号)	第一百三十三条	三		
122	国税徴収法	(昭和三十四年四月二十日法律第四百七号)	第一百三十四条			
123	国税徴収法	(昭和三十四年四月二十日法律第四百七号)	第一百五十二条			
124	国税徴収法	(昭和三十四年四月二十日法律第四百七号)	第一百五十八条			
125	国税徴収法	(昭和三十四年四月二十日法律第四百七号)	第一百五十九条	四		
126	国税徴収法	(昭和三十四年四月二十日法律第四百七号)	第一百五十九条	十		
127	国税徴収法施行令	(昭和三十四年十月三十一日政令第三百二十九号)	第五十条			
128	国税徴収法施行令	(昭和三十四年十月三十一日政令第三百二十九号)	第五十条	四		
129	国税通則法	(昭和三十七年四月二日法律第六十六号)	第四十六条	五		
130	国税通則法	(昭和三十七年四月二日法律第六十六号)	第二百一十一条			
131	国税犯則取締法	(明治三十三年三月十七日法律第六十七号)	第七条	三		
132	国民年金基金令	(平成二年十月五日政令第三百四号)	第三十九条			
133	採石法	(昭和二十五年十二月二十日法律第二百九十一号)	第二十五条			
134	砂防法	(明治三十年三月三十日法律第二十九号)	第二十二條			
135	資産の流動化に関する法律	(平成十年六月十五日法律第五号)	第二十五条	三		
136	資産の流動化に関する法律	(平成十年六月十五日法律第五号)	第二十五条	四		
137	資産の流動化に関する法律	(平成十年六月十五日法律第五号)	第三十一条	八		
138	資産の流動化に関する法律	(平成十年六月十五日法律第五号)	第三十六条	八		
139	資産の流動化に関する法律	(平成十年六月十五日法律第五号)	第三十六条	九		
140	資産の流動化に関する法律	(平成十年六月十五日法律第五号)	第四十二条	六		
141	資産の流動化に関する法律	(平成十年六月十五日法律第五号)	第四十二条	七		
142	資産の流動化に関する法律	(平成十年六月十五日法律第五号)	第六十四条	二		
143	資産の流動化に関する法律	(平成十年六月十五日法律第五号)	第六十五条	四		
144	資産の流動化に関する法律	(平成十年六月十五日法律第五号)	第一百十二条			
145	資産の流動化に関する法律	(平成十年六月十五日法律第五号)	第一百六十二条	二		
146	実用新案法	(昭和三十四年四月十三日法律第二百二十三号)	第二十一条	三		
147	実用新案法	(昭和三十四年四月十三日法律第二百二十三号)	第二十二条	七		
148	実用新案法	(昭和三十四年四月十三日法律第二百二十三号)	第二十三条	三		
149	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	(昭和二十二年四月十四日法律第五十四号)	第七十条の六			
150	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	(昭和二十二年四月十四日法律第五十四号)	第七十の十四			
151	自動車抵当法	(昭和二十六年六月一日法律第八十七号)	第十五条	三		
152	社債、株式等の振替に関する法律	(平成十三年六月二十七日法律第七十五号)	第二百七十八條			
153	社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律	(昭和二十二年四月十二日法律第五十三号)	第七条			
154	住宅地区改良法	(昭和三十五年五月十七日法律第八十四号)	第十六条			
155	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	(昭和二十八年二月二十八日法律第七号)	第二十二條			
156	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	(昭和二十八年二月二十八日法律第七号)	第三十三條			
157	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	(昭和二十八年二月二十八日法律第七号)	第三十九條			
158	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	(昭和二十八年二月二十八日法律第七号)	第三十九條の二	五		
159	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	(昭和二十八年二月二十八日法律第七号)	第五十六條	六		
160	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	(昭和二十八年二月二十八日法律第七号)	第五十七條			
161	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	(昭和二十八年二月二十八日法律第七号)	第五十八條	二		
162	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	(昭和二十八年二月二十八日法律第七号)	第五十八條	三		
163	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	(昭和二十八年二月二十八日法律第七号)	第八十三條			
164	酒税法	(昭和二十八年二月二十八日法律第六号)	第三十条の六			
165	酒税法	(昭和二十八年二月二十八日法律第六号)	第三十一条			
166	酒税法施行令	(昭和三十七年三月三十一日政令第九十七号)	第四十四条			
167	商店街振興組合法	(昭和三十七年五月十七日法律第四百一十一号)	第十七条			
168	商店街振興組合法	(昭和三十七年五月十七日法律第四百一十一号)	第十九條	二		
169	商店街振興組合法	(昭和三十七年五月十七日法律第四百一十一号)	第三十五條	八		
170	商店街振興組合法	(昭和三十七年五月十七日法律第四百一十一号)	第四十一条			
171	商店街振興組合法	(昭和三十七年五月十七日法律第四百一十一号)	第五十六條			
172	商店街振興組合法	(昭和三十七年五月十七日法律第四百一十一号)	第六十五條			

番号	法 令 名	法 令 番 号	条	項	号	備考
173	商店街振興組合法	(昭和三十七年五月十七日法律第四百一十一号)	第六十七条	三		
174	商店街振興組合法	(昭和三十七年五月十七日法律第四百一十一号)	第七十六条			
175	商店街振興組合法	(昭和三十七年五月十七日法律第四百一十一号)	第七十八条			
176	消費税法	(昭和六十三年十二月三十日法律第八号)	第五十一条			
177	消費生活協同組合法	(昭和二十三年七月三十日法律第二百号)	第九十四条の二			
178	商品投資に係る事業の規制に関する法律	(平成三年五月二日法律第六十六号)	第三十一条			
179	商品先物取引法	(昭和二十五年八月五日法律第二百三十九号)	第十三条	八		
180	商品先物取引法	(昭和二十五年八月五日法律第二百三十九号)	第十八条	二		
181	商品先物取引法	(昭和二十五年八月五日法律第二百三十九号)	第十八条	三		
182	商品先物取引法	(昭和二十五年八月五日法律第二百三十九号)	第五十八条			
183	商品先物取引法	(昭和二十五年八月五日法律第二百三十九号)	第六十三条			
184	商品先物取引法	(昭和二十五年八月五日法律第二百三十九号)	第七十七条	二		
185	商品先物取引法	(昭和二十五年八月五日法律第二百三十九号)	第三百三十七条	二		
186	商品先物取引法	(昭和二十五年八月五日法律第二百三十九号)	第五百三十三条			
187	商品先物取引法	(昭和二十五年八月五日法律第二百三十九号)	第二百三十五条			
188	商法	(明治三十二年三月九日法律第四十八号)	第五百十八条			
189	商法	(明治三十二年三月九日法律第四十八号)	第五百二十四条			
190	商法	(明治三十二年三月九日法律第四十八号)	第五百二十四条	三		
191	商法	(明治三十二年三月九日法律第四十八号)	第五百二十七条			
192	商法	(明治三十二年三月九日法律第四十八号)	第五百二十八条			
193	商法	(明治三十二年三月九日法律第四十八号)	第五百五十六条			
194	商法	(明治三十二年三月九日法律第四十八号)	第五百八十五条			
195	商法	(明治三十二年三月九日法律第四十八号)	第五百八十六条			
196	商法	(明治三十二年三月九日法律第四十八号)	第五百八十七条			
197	商法	(明治三十二年三月九日法律第四十八号)	第五百九十一条	二		
198	商法	(明治三十二年三月九日法律第四十八号)	第六百二十一条			
199	商法	(明治三十二年三月九日法律第四十八号)	第六百二十二条			
200	商法	(明治三十二年三月九日法律第四十八号)	第六百二十四条			
201	商法	(明治三十二年三月九日法律第四十八号)	第六百二十七条	二		
202	商法	(明治三十二年三月九日法律第四十八号)	第七百五十四条			
203	商法	(明治三十二年三月九日法律第四十八号)	第七百五十四条	二		
204	商法	(明治三十二年三月九日法律第四十八号)	第七百七十三条			
205	信託法	(平成十八年十二月十五日法律第八号)	第九十八条	二		
206	信託業法	(平成十六年十二月三日法律第五十四号)	第十一条			
207	信託業法	(平成十六年十二月三日法律第五十四号)	第十一条	四		
208	信託業法	(平成十六年十二月三日法律第五十四号)	第十一条	八		
209	信託業法	(平成十六年十二月三日法律第五十四号)	第四十三条			
210	信用金庫法	(昭和二十六年六月十五日法律第二百三十八号)	第二十四条	十		
211	信用金庫法	(昭和二十六年六月十五日法律第二百三十八号)	第二十八条			
212	信用金庫法	(昭和二十六年六月十五日法律第二百三十八号)	第三十九条の四			
213	信用金庫法	(昭和二十六年六月十五日法律第二百三十八号)	第四十八条の八			
214	信用金庫法	(昭和二十六年六月十五日法律第二百三十八号)	第五十二条の二			
215	信用金庫法	(昭和二十六年六月十五日法律第二百三十八号)	第六十一条の七			
216	信用金庫法	(昭和二十六年六月十五日法律第二百三十八号)	第六十四条			
217	信用金庫法	(昭和二十六年六月十五日法律第二百三十八号)	第八十九条			
218	森林法	(昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号)	第六十一条			
219	森林組合法	(昭和五十三年五月一日法律第三十六号)	第十八条			
220	森林組合法	(昭和五十三年五月一日法律第三十六号)	第五十四条			
221	森林組合法	(昭和五十三年五月一日法律第三十六号)	第六十四条			
222	森林組合法	(昭和五十三年五月一日法律第三十六号)	第六十五条	五		
223	森林組合法	(昭和五十三年五月一日法律第三十六号)	第六十七条	三		
224	森林組合法	(昭和五十三年五月一日法律第三十六号)	第七十七条	八		
225	森林組合法	(昭和五十三年五月一日法律第三十六号)	第八十二条の二			
226	森林組合法	(昭和五十三年五月一日法律第三十六号)	第八十八条			
227	森林組合法	(昭和五十三年五月一日法律第三十六号)	第九十二条			
228	森林組合法	(昭和五十三年五月一日法律第三十六号)	第一百条	二		
229	森林組合法	(昭和五十三年五月一日法律第三十六号)	第一百条	三		
230	森林組合法	(昭和五十三年五月一日法律第三十六号)	第八八条の三	二		
231	森林組合法	(昭和五十三年五月一日法律第三十六号)	第九九条			
232	森林組合法	(昭和五十三年五月一日法律第三十六号)	第九九条	三		

番号	法 令 名	法 令 番 号	条 項	号	備考
233	森林組合法	(昭和五十三年五月一日法律第三十六号)	第百九条	四	
234	森林組合法	(昭和五十三年五月一日法律第三十六号)	第百九条	五	
235	森林組合法	(昭和五十三年五月一日法律第三十六号)	第百十二条		
236	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第十五条		
237	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第四十一条の二	七	
238	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第四十四条		
239	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第五十一条		
240	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第五十二条	六	
241	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第五十四条	三	
242	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第五十四条の四	三	
243	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第六十二条	六	
244	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第六十七条の二		
245	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第七十三条		
246	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第七十七条		
247	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第九十一条の三	二	
248	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第九十二条		
249	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第九十二条	三	
250	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第九十二条	四	
251	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第九十二条	五	
252	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第九十六条		
253	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第九十六条	三	
254	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第九十六条	四	
255	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第九十六条	五	
256	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第百条		
257	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第百条	三	
258	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第百条	四	
259	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第百条	五	
260	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第百条の六	三	
261	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第百条の六	四	
262	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第百条の六	五	
263	水産業協同組合法	(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)	第二百三条の二	三	
264	水産資源保護法	(昭和二十六年十二月十七日法律第三百十三号)	第二十四条	七	
265	水洗炭業に関する法律	(昭和三十三年五月二日法律第三百四十四号)	第二十一条		
266	水洗炭業に関する法律	(昭和三十三年五月二日法律第三百四十四号)	第二十一条	二	
267	水洗炭業に関する法律	(昭和三十三年五月二日法律第三百四十四号)	第二十一条	三	
268	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	(昭和三十三年六月三日法律第六十四号)	第二十三条	七	
269	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	(昭和三十三年六月三日法律第六十四号)	第二十七条		
270	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	(昭和三十三年六月三日法律第六十四号)	第三十九条		
271	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	(昭和三十三年六月三日法律第六十四号)	第四十八条		
272	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	(昭和三十三年六月三日法律第六十四号)	第四十九条の三	三	
273	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	(昭和三十三年六月三日法律第六十四号)	第五十二条		
274	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	(昭和三十三年六月三日法律第六十四号)	第五十二条の十		
275	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	(昭和三十三年六月三日法律第六十四号)	第五十六条		
276	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律	(昭和五十年十二月二十七日法律第九十四号)	第十九条	¥	
277	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律	(昭和五十年十二月二十七日法律第九十四号)	第二十一条		
278	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律	(昭和五十年十二月二十七日法律第九十四号)	第二十二条	五	
279	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律	(昭和五十年十二月二十七日法律第九十四号)	第三十条		
280	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律	(昭和五十年十二月二十七日法律第九十四号)	第三十八条	二	
281	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律	(昭和五十年十二月二十七日法律第九十四号)	第九十四条		
282	船舶油濁損害賠償保障法	(昭和五十年十二月二十七日法律第九十五号)	第三十八条		
283	相続税法	(昭和二十五年三月三十一日法律第七十三号)	第三十八条	四	
284	測量法	(昭和二十四年六月三日法律第八十八号)	第十九条	二	
285	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	(平成十一年八月十八日法律第三百三十六号)	第三十条	四	
286	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	(平成十一年八月十八日法律第三百三十六号)	第三十六条		
287	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	(平成十一年八月十八日法律第三百三十六号)	第三十六条	四	
288	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	(平成十一年八月十八日法律第三百三十六号)	第四十条	二	
289	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	(平成十一年八月十八日法律第三百三十六号)	第四十四条	三	
290	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律	(昭和三十三年五月二日法律第九十四号)	第二十條の六		
291	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律	(昭和三十三年五月二日法律第九十四号)	第二十條の九		

番号	法 令 名	法 令 番 号	条 項	号	備考
292	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律	(昭和三十二年五月二日法律第九十四号)	第三十六条の六		
293	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律	(昭和三十二年五月二日法律第九十四号)	第三十六条の十二		
294	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	(平成十二年五月二十六日法律第八十七号)	第三十三条		
295	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	(平成十二年五月二十六日法律第八十七号)	第三十三条	二	
296	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	(平成十二年五月二十六日法律第八十七号)	第三十三条	三	
297	宅地建物取引業法	(昭和二十七年六月十日法律第七十六号)	第二十五条		
298	宅地建物取引業法	(昭和二十七年六月十日法律第七十六号)	第二十六条		
299	宅地建物取引業法	(昭和二十七年六月十日法律第七十六号)	第二十八条		
300	宅地建物取引業法	(昭和二十七年六月十日法律第七十六号)	第二十九条		
301	宅地建物取引業法	(昭和二十七年六月十日法律第七十六号)	第六十四条の七		
302	宅地建物取引業法	(昭和二十七年六月十日法律第七十六号)	第六十四条の八	三	
303	宅地建物取引業法	(昭和二十七年六月十日法律第七十六号)	第六十四条の十五		
304	宅地建物取引業法	(昭和二十七年六月十日法律第七十六号)	第六十四条の二十三		
305	担保付社債信託法	(明治三十八年三月十三日法律第五十二号)	第八十八条	三	
306	担保付社債信託法	(明治三十八年三月十三日法律第五十二号)	第九十四条		
307	地方税法	(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)	第十六条		
308	地方税法	(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)	第十六条	三	
309	地方税法	(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)	第十六条の三		
310	地方税法	(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)	第十六条の三	三	
311	地方税法	(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)	第十六条の四	三	
312	地方税法	(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)	第十六条の四	七	
313	地方税法	(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)	第十六条の四	十	
314	地方税法	(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)	第十六条の四	十二	
315	地方税法	(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)	第二十條の八		
316	地方税法	(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)	第七百條の二十一		
317	地方税法	(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)	第七百條の二十一	二	
318	地方揮発油税法	(昭和三十年七月三十日法律第四百号)	第八条		
319	地方揮発油税法	(昭和三十年七月三十日法律第四百号)	第八条	二	
320	中小企業等協同組合法	(昭和二十四年六月一日法律第八十一号)	第九条の六		
321	中小企業等協同組合法	(昭和二十四年六月一日法律第八十一号)	第二十七条	八	
322	中小企業等協同組合法	(昭和二十四年六月一日法律第八十一号)	第三十二条		
323	中小企業等協同組合法	(昭和二十四年六月一日法律第八十一号)	第三十九条		
324	中小企業等協同組合法	(昭和二十四年六月一日法律第八十一号)	第五十四条		
325	中小企業等協同組合法	(昭和二十四年六月一日法律第八十一号)	第五十五条	六	
326	中小企業等協同組合法	(昭和二十四年六月一日法律第八十一号)	第五十七条		
327	中小企業等協同組合法	(昭和二十四年六月一日法律第八十一号)	第六十七条		
328	中小企業等協同組合法	(昭和二十四年六月一日法律第八十一号)	第六十九条		
329	中小企業等協同組合法	(昭和二十四年六月一日法律第八十一号)	第八十二条	二	
330	中小企業等協同組合法	(昭和二十四年六月一日法律第八十一号)	第八十二条の十	四	
331	中小企業等協同組合法	(昭和二十四年六月一日法律第八十一号)	第六六條の二	二	
332	中小漁業融資保証法	(昭和二十七年十二月二十七日法律第三百四十六号)	第六十六條の二		
333	長期信用銀行法	(昭和二十七年六月十二日法律第八十七号)	第十六条		
334	長期信用銀行法	(昭和二十七年六月十二日法律第八十七号)	第十七条		
335	著作権法	(昭和四十五年五月六日法律第四十八号)	第六十七条		
336	著作権法	(昭和四十五年五月六日法律第四十八号)	第七十四条		
337	著作権法	(昭和四十五年五月六日法律第四十八号)	第七十四条	二	
338	著作権法	(昭和四十五年五月六日法律第四十八号)	第九十五条	十二	
339	著作権法	(昭和四十五年五月六日法律第四十八号)	第九十五条の三	四	
340	著作権法	(昭和四十五年五月六日法律第四十八号)	第九十七条	四	
341	著作権法	(昭和四十五年五月六日法律第四十八号)	第九十七条の三	五	
342	著作権法	(昭和四十五年五月六日法律第四十八号)	第九十七条の三	七	
343	積立式宅地建物販売業法	(昭和四十六年六月十六日法律第一百一十号)	第十九条		
344	積立式宅地建物販売業法	(昭和四十六年六月十六日法律第一百一十号)	第二十一条	二	
345	積立式宅地建物販売業法	(昭和四十六年六月十六日法律第一百一十号)	第二十六条		
346	積立式宅地建物販売業法	(昭和四十六年六月十六日法律第一百一十号)	第二十六条	二	
347	積立式宅地建物販売業法	(昭和四十六年六月十六日法律第一百一十号)	第三十条		
348	抵当証券法	(昭和六年三月三十日法律第十五号)	第四十条		
349	手形法	(昭和七年七月十五日法律第二十号)	第四十二条		
350	手形法	(昭和七年七月十五日法律第二十号)	第七十七条		

番号	法 令 名	法 令 番 号	条	項	号	備考
351	鉄道抵当法	(明治三十八年三月十三日法律第五十三号)	第二十五条	二		
352	鉄道抵当法	(明治三十八年三月十三日法律第五十三号)	第二十五条ノ二			
353	鉄道抵当法	(明治三十八年三月十三日法律第五十三号)	第五十一条			
354	鉄道抵当法	(明治三十八年三月十三日法律第五十三号)	第七十一条	二		
355	電話加入権質に関する臨時特例法	(昭和三十三年五月六日法律第百三十八号)	第十二条			
356	投資信託及び投資法人に関する法律	(昭和二十六年六月四日法律第百九十八号)	第百六十二条			
357	道路法	(昭和二十七年六月十日法律第百八十号)	第九十四条	三		
358	特定多目的ダム法	(昭和三十三年三月三十一日法律第三十五号)	第二十八条	二		
359	特別とん税法	(昭和三十三年三月三十一日法律第三十八号)	第七条			
360	都市計画法	(昭和四十三年六月十五日法律第百号)	第六十九条			
361	都市再開発法	(昭和四十四年六月三日法律第三十八号)	第九十二条			
362	都市再開発法	(昭和四十四年六月三日法律第三十八号)	第九十二条	二		
363	都市再開発法	(昭和四十四年六月三日法律第三十八号)	第九十二条	三		
364	都市再開発法	(昭和四十四年六月三日法律第三十八号)	第九十二条	四		
365	都市再開発法	(昭和四十四年六月三日法律第三十八号)	第百五条			
366	都市再開発法	(昭和四十四年六月三日法律第三十八号)	第百八条の十五	二		
367	都市再開発法	(昭和四十四年六月三日法律第三十八号)	第百八条の十九			
368	都市再開発法施行令	(昭和四十四年八月二十六日政令第百三十二号)	第三十八条			
369	都市再開発法施行令	(昭和四十四年八月二十六日政令第百三十二号)	第三十九条			
370	土地改良法	(昭和二十四年六月六日法律第百九十五号)	第二百三十三条			
371	土地区画整理法	(昭和二十九年五月二十日法律第百十九号)	第七十八条	五		
372	土地区画整理法	(昭和二十九年五月二十日法律第百十九号)	第一百一条	五		
373	土地区画整理法	(昭和二十九年五月二十日法律第百十九号)	第一百二条			
374	土地収用法	(昭和二十六年六月九日法律第百十九号)	第八十三条	四		
375	土地収用法	(昭和二十六年六月九日法律第百十九号)	第八十四条	三		
376	土地収用法	(昭和二十六年六月九日法律第百十九号)	第九十五条	二		
377	土地収用法	(昭和二十六年六月九日法律第百十九号)	第九十五条	三		
378	土地収用法	(昭和二十六年六月九日法律第百十九号)	第九十五条	四		
379	土地収用法	(昭和二十六年六月九日法律第百十九号)	第九十五条	五		
380	土地収用法	(昭和二十六年六月九日法律第百十九号)	第九十七条	二		
381	土地収用法	(昭和二十六年六月九日法律第百十九号)	第二百三十三条			
382	土地収用法	(昭和二十六年六月九日法律第百十九号)	第百三十八条			
383	土地収用法施行令	(昭和二十六年十月二十七日政令第百四十二号)	第一条の十八			
384	土地収用法施行令	(昭和二十六年十月二十七日政令第百四十二号)	第一条の十九			
385	特許法	(昭和三十四年四月十三日法律第百二十一号)	第八十八条			
386	特許法	(昭和三十四年四月十三日法律第百二十一号)	第九十二条	七		
387	特許法	(昭和三十四年四月十三日法律第百二十一号)	第九十三条	三		
388	とん税法	(昭和三十三年三月三十一日法律第三十七号)	第九条			
389	内航海運組合法	(昭和三十三年六月一日法律第百六十二号)	第三十条			
390	内航海運組合法	(昭和三十三年六月一日法律第百六十二号)	第四十一条			
391	内航海運組合法	(昭和三十三年六月一日法律第百六十二号)	第五十条			
392	内航海運組合法	(昭和三十三年六月一日法律第百六十二号)	第五十一条	六		
393	内航海運組合法	(昭和三十三年六月一日法律第百六十二号)	第五十四条の四			
394	内航海運組合法	(昭和三十三年六月一日法律第百六十二号)	第五十五条			
395	内航海運組合法	(昭和三十三年六月一日法律第百六十二号)	第五十八条			
396	日本銀行法施行令	(平成九年十二月二十五日政令第百八十五号)	第八条	三		
397	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法	(昭和二十七年五月十五日法律第百四十号)	第十四条			
398	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法	(昭和二十七年五月十五日法律第百四十号)	第十五条			
399	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法	(昭和二十七年五月十五日法律第百四十号)	第十五条	二		
400	農業協同組合法	(昭和二十二年十一月十九日法律第百三十二号)	第三十七条の二	七		
401	農業協同組合法	(昭和二十二年十一月十九日法律第百三十二号)	第四十条の二			
402	農業協同組合法	(昭和二十二年十一月十九日法律第百三十二号)	第四十七条			
403	農業協同組合法	(昭和二十二年十一月十九日法律第百三十二号)	第四十八条	七		
404	農業協同組合法	(昭和二十二年十一月十九日法律第百三十二号)	第五十条	三		
405	農業協同組合法	(昭和二十二年十一月十九日法律第百三十二号)	第五十八条	七		

番号	法 令 名	法 令 番 号	条 項	号	備考
406	農業協同組合法	(昭和二十二年十一月十九日法律第百三十二号)	第六十三条の二		
407	農業協同組合法	(昭和二十二年十一月十九日法律第百三十二号)	第六十九条		
408	農業協同組合法	(昭和二十二年十一月十九日法律第百三十二号)	第七十条	二	
409	農業協同組合法	(昭和二十二年十一月十九日法律第百三十二号)	第七十二条の二の二		
410	農業協同組合法	(昭和二十二年十一月十九日法律第百三十二号)	第七十三条の十四		
411	農業協同組合法	(昭和二十二年十一月十九日法律第百三十二号)	第九十四条の二	二	
412	農業信用保証保険法	(昭和三十六年十一月十日法律第二百四号)	第五十六条の二		
413	農村負債整理組合法	(昭和八年三月二十九日法律第二十一号)	第二十一条		
414	農村負債整理組合法施行規則	(昭和八年七月三十一日農林省・大蔵省・内務省令第〇号)	第十七条		
415	農地法	(昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号)	第十二条	二	
416	農地法	(昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号)	第十二条	三	
417	農地法	(昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号)	第十四条	二	
418	農地法	(昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号)	第十五条	二	
419	農地法	(昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号)	第十五条の三	十	
420	農地法	(昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号)	第十六条	二	
421	農地法	(昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号)	第五十一条	二	
422	農地法	(昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号)	第五十一条	三	
423	農地法	(昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号)	第五十五条	四	
424	農地法	(昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号)	第五十六条	三	
425	農地法	(昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号)	第五十七条	三	
426	農地法	(昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号)	第五十八条	二	
427	農地法	(昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号)	第五十九条	五	
428	農地法	(昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号)	第七十二条	四	
429	農地法	(昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号)	第八十五条の三	三	
430	農林中央金庫法	(平成十三年六月二十九日法律第九十三号)	第四十条	二	
431	農林中央金庫法	(平成十三年六月二十九日法律第九十三号)	第五十条		
432	農林中央金庫法	(平成十三年六月二十九日法律第九十三号)	第五十三条	三	
433	農林中央金庫法	(平成十三年六月二十九日法律第九十三号)	第八十五条		
434	農林中央金庫法	(平成十三年六月二十九日法律第九十三号)	第九十五条		
435	破産法	(平成十六年六月二日法律第七十五号)	第九十条	二	
436	破産法	(平成十六年六月二日法律第七十五号)	第二百二条		
437	破産法	(平成十六年六月二日法律第七十五号)	第二百五条		
438	破産法	(平成十六年六月二日法律第七十五号)	第二百十四条	二	
439	破産法	(平成十六年六月二日法律第七十五号)	第二百十五条	二	
440	万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律	(昭和三十一年四月二十八日法律第八十六号)	第五条		
441	万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律施行令	(昭和三十一年七月十八日政令第二百五十九号)	第八条		
442	非訟事件手続法	(明治三十一年六月二十一日法律第十四号)	第七十五条		
443	船主相互保険組合法	(昭和二十五年五月十一日法律第百七十七号)	第十五条	七	
444	船主相互保険組合法	(昭和二十五年五月十一日法律第百七十七号)	第十七条	二	
445	船主相互保険組合法	(昭和二十五年五月十一日法律第百七十七号)	第二十条		
446	船主相互保険組合法	(昭和二十五年五月十一日法律第百七十七号)	第三十四条		
447	船主相互保険組合法	(昭和二十五年五月十一日法律第百七十七号)	第四十条		
448	船主相互保険組合法	(昭和二十五年五月十一日法律第百七十七号)	第四十八条	二	
449	船主相互保険組合法	(昭和二十五年五月十一日法律第百七十七号)	第五十一条		
450	不動産登記法	(平成十六年六月十八日法律第二百三十三号)	第七十条	三	
451	閉鎖機関令	(昭和二十二年三月十日勅令第七十四号)	第十九条の二十八		
452	閉鎖機関の債務の弁済等に関する命令	(昭和二十二年十一月十七日 総理府・大蔵省・外務省・商工省・運輸省・農林省・厚生省・司法省令第四号)	第五条の二		
453	閉鎖機関の債務の弁済等に関する命令	(昭和二十二年十一月十七日 総理府・大蔵省・外務省・商工省・運輸省・農林省・厚生省・司法省令第四号)	第八条		
454	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第二十一条	二	(商法第五百十八条準用)
455	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第二十一条	二	(商法第五百二十四条第一項、第五百五十六條準用)
456	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第二十一条	二	(商法第五百二十七条第一項、第五百二十八条準用)
457	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第三十条の八	六	
458	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第三十条の十五		
459	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第四十一条	二	
460	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第四十九条	二	
461	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第五十三条の三十七		
462	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第五十七条	七	

番号	法 令 名	法 令 番 号	条	項	号	備考
463	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第六十条の二	五		
464	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第七十四条	三		
465	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第八十四条の二	四		
466	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第九十六条の四			
467	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第九十六条の十六	四		
468	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第九十九条	八		
469	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第三百三十二条			
470	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第二百七十二条			
471	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第二百七十九条			
472	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第二百九十条			
473	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第二百九十条	二		
474	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第二百九十条	四		
475	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第二百九十条	八		
476	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第二百四十四条			
477	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第二百三十三条			
478	外国保険会社等供託金規則	(平成八年二月二十九日法務省・大蔵省令第一号)	第十六条	二		
479	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第二百二十三條			
480	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第二百二十三條	二		
481	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第二百二十三條	四		
482	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第二百二十三條	九		
483	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第二百三十條			
484	免許特定法人供託金規則	(平成八年二月二十九日法務省・大蔵省令第二号)	第十六条	二		
485	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第二百七十二條の五			
486	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第二百七十二條の五	二		
487	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第二百七十二條の五	四		
488	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第二百七十二條の五	八		
489	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第二百七十二條の六	二		
490	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第二百九十一條			
491	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第二百九十一條	四		
492	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第二百九十一條	八		
493	保険業法	(平成七年六月七日法律第百五号)	第二百九十二條	二		
494	保険仲立人保証金規則	(平成八年二月二十九日法務省・大蔵省令第三号)	第十五條	二		
495	前払式証票の規制等に関する法律	(平成元年十二月二十二日法律第九十二号)	第十三條			
496	前払式証票の規制等に関する法律	(平成元年十二月二十二日法律第九十二号)	第十三條	四		
497	前払式証票の規制等に関する法律	(平成元年十二月二十二日法律第九十二号)	第十三條	五		
498	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	(平成十四年六月十九日法律第七十八号)	第七十六條			
499	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	(平成十四年六月十九日法律第七十八号)	第八十六條			
500	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	(平成九年五月九日法律第四十九号)	第二百二十七條			
501	民事再生法	(平成十一年十二月二十二日法律第二百二十五号)	第七十七條	四		
502	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第十条	六		
503	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第十一条	二		
504	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三十二條	二		
505	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三十六條			
506	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三十八條	四		
507	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第五十五條			
508	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第五十五條	二		
509	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第七十七條			
510	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第九十一條			
511	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第九十一條	二		
512	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第一百條			
513	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第一百八條(前段)			
514	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第一百八條(後段)			
515	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第一百十一條			(民事執行法第九十一條 第一項準用)
516	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第一百十一條			(民事執行法第九十一條 第二項準用)
517	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第一百十七條			
518	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第二百一十一條			(民事執行法第五十五條 第一項準用)

番号	法 令 名	法 令 番 号	条	項	号	備考
519	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第二百一十一条			(民事執行法第七十七条第一項準用)
520	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第二百一十一条			(民事執行法第九十一条第一項準用)
521	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第二百一十一条			(民事執行法第九十一条第二項準用)
522	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百三十二条	三		
523	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百三十七条	二		
524	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百四十一条			
525	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百四十一条	二		
526	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百四十二条	二		(民事執行法第九十一条第一項準用)
527	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百四十二条	二		(民事執行法第九十一条第二項準用)
528	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百五十三条	三		
529	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百五十六条			
530	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百五十六条	二		
531	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百五十七条	五		
532	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百六十一条	六		(民事執行法第四百四条第一項準用)
533	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百六十一条	六		(民事執行法第八百八条前段準用)
534	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百六十一条	六		(民事執行法第八百八条後段準用)
535	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百六十六条	二		(民事執行法第九十一条第一項準用)
536	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百六十六条	二		(民事執行法第九十一条第二項準用)
537	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百六十八条	八		
538	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百六十九条	二		
539	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百八十七条			
540	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百八十七条	二		
541	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百八十八条			(民事執行法第五十五条第一項準用)
542	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百八十八条			(民事執行法第五十五条第二項準用)
543	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百八十八条			(民事執行法第七十七条第一項準用)
544	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百八十八条			(民事執行法第九十一条第一項準用)
545	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百八十八条			(民事執行法第九十一条第二項準用)
546	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百八十九条			(民事執行法第一百七十五条第五項準用)
547	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百八十九条			(民事執行法第二百一十一条、第五十五条第一項準用)
548	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百八十九条			(民事執行法第二百一十一条、第七十七条第一項準用)
549	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百八十九条			(民事執行法第二百一十一条、第九十一条第一項準用)
550	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百八十九条			(民事執行法第二百一十一条、第九十一条第二項準用)
551	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百九十二条(前段)			(民事執行法第三百三十七条第二項準用)
552	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百九十二条(前段)			(民事執行法第四百一十一条第一項準用)
553	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百九十二条(前段)			(民事執行法第四百一十一条第二項準用)
554	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百九十二条(前段)			(民事執行法第四百一十二条、第九十一条第一項準用)
555	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百九十二条(前段)			(民事執行法第四百一十二条、第九十一条第二項準用)
556	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百九十二条(後段)			
557	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百九十三条	二		(民事執行法第五百五十六条第一項準用)
558	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第三百九十三条	二		(民事執行法第五百五十六条第二項準用)

番号	法令名	法令番号	条	項	号	備考
559	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第九十三條	二		(民事執行法第五十七條第五項準用)
560	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第九十三條	二		(民事執行法第六十一條第六項、第四條第一項準用)
561	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第九十三條	二		(民事執行法第六十一條第六項、第八條前段準用)
562	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第九十三條	二		(民事執行法第六十一條第六項、第八條後段準用)
563	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第九十三條	二		(民事執行法第六十六條第二項、第九十一條第一項準用)
564	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第九十三條	二		(民事執行法第六十六條第二項、第九十一條第二項準用)
565	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第九十三條	二		(民事執行法第五十三條第三項準用)
566	民事執行法	(昭和五十四年三月三十日法律第四号)	第九十五條			
567	民事訴訟法	(平成八年六月二十六日法律第九号)	第七十五條			
568	民事訴訟法	(平成八年六月二十六日法律第九号)	第八十條			
569	民事訴訟法	(平成八年六月二十六日法律第九号)	第八十一條			
570	民事訴訟法	(平成八年六月二十六日法律第九号)	第二百五十九條			
571	民事訴訟法	(平成八年六月二十六日法律第九号)	第二百五十九條	二		
572	民事訴訟法	(平成八年六月二十六日法律第九号)	第二百五十九條	三		
573	民事訴訟法	(平成八年六月二十六日法律第九号)	第二百九十七條			
574	民事訴訟法	(平成八年六月二十六日法律第九号)	第三百十條			
575	民事訴訟法	(平成八年六月二十六日法律第九号)	第三百十三條			
576	民事訴訟法	(平成八年六月二十六日法律第九号)	第三百七十六條			
577	民事訴訟法	(平成八年六月二十六日法律第九号)	第四百三條	一	一	
578	民事訴訟法	(平成八年六月二十六日法律第九号)	第四百三條	一	二	
579	民事訴訟法	(平成八年六月二十六日法律第九号)	第四百三條	一	三	
580	民事訴訟法	(平成八年六月二十六日法律第九号)	第四百三條	一	四	
581	民事訴訟法	(平成八年六月二十六日法律第九号)	第四百三條	一	五	
582	民事訴訟法	(平成八年六月二十六日法律第九号)	第四百三條	一	六	
583	民事調停規則	(昭和二十六年九月十五日最高裁判所規則第八号改正 同一五年一〇月一日同第一四号)	第六條			
584	民事保全法	(平成元年十二月二十二日法律第九十一号)	第十四條			
585	民事保全法	(平成元年十二月二十二日法律第九十一号)	第二十二條	二		
586	民事保全法	(平成元年十二月二十二日法律第九十一号)	第二十五條	二		
587	民事保全法	(平成元年十二月二十二日法律第九十一号)	第二十七條			
588	民事保全法	(平成元年十二月二十二日法律第九十一号)	第三十二條	二		
589	民事保全法	(平成元年十二月二十二日法律第九十一号)	第三十二條	三		
590	民事保全法	(平成元年十二月二十二日法律第九十一号)	第三十八條	三		
591	民事保全法	(平成元年十二月二十二日法律第九十一号)	第三十九條			
592	民事保全法	(平成元年十二月二十二日法律第九十一号)	第四十條			
593	民事保全法	(平成元年十二月二十二日法律第九十一号)	第四十一條	四		
594	民事保全法	(平成元年十二月二十二日法律第九十一号)	第四十七條	四		
595	民事保全法	(平成元年十二月二十二日法律第九十一号)	第四十九條	二		
596	民事保全法	(平成元年十二月二十二日法律第九十一号)	第四十九條	三		
597	民事保全法	(平成元年十二月二十二日法律第九十一号)	第五十條	五		(民事執行法第五十六條第一項準用)
598	民事保全法	(平成元年十二月二十二日法律第九十一号)	第五十條	五		(民事執行法第五十六條第二項準用)
599	民法	(明治二十九年四月二十七日法律第八十九号)	第三百四十一條			
600	民法	(明治二十九年四月二十七日法律第八十九号)	第三百六十一條			
601	民法	(明治二十九年四月二十七日法律第八十九号)	第三百六十六條	三		
602	民法	(明治二十九年四月二十七日法律第八十九号)	第三百七十九條			
603	民法	(明治二十九年四月二十七日法律第八十九号)	第三百九十四條			
604	民法	(明治二十九年四月二十七日法律第八十九号)	第三百九十八條の二			
605	民法	(明治二十九年四月二十七日法律第八十九号)	第四百六十一條	二		
606	民法	(明治二十九年四月二十七日法律第八十九号)	第四百九十四條			
607	民法	(明治二十九年四月二十七日法律第八十九号)	第四百九十七條			
608	民法	(明治二十九年四月二十七日法律第八十九号)	第五百七十八條			
609	無尽業法	(昭和六年四月一日法律第四十二号)	第二十四條			
610	無尽業法	(昭和六年四月一日法律第四十二号)	第二十八條			
611	無尽業法	(昭和六年四月一日法律第四十二号)	第三十一條	三		
612	輸出入取引法	(昭和二十七年八月五日法律第二百九十九号)	第十七條	二		

番号	法 令 名	法 令 番 号	条	項	号	備考
613	輸出入取引法	(昭和二十七年八月五日法律第二百九十九号)	第十九条			
614	輸出入取引法	(昭和二十七年八月五日法律第二百九十九号)	第十九条	二		
615	輸出入取引法	(昭和二十七年八月五日法律第二百九十九号)	第十九条ノ六			
616	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	(昭和三十年六月三十日法律第三十七号)	第七条	五		
617	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	(昭和三十年六月三十日法律第三十七号)	第九条	二		
618	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	(昭和三十年六月三十日法律第三十七号)	第十条	二		
619	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	(昭和三十年六月三十日法律第三十七号)	第十三条	四		
620	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	(昭和三十年六月三十日法律第三十七号)	第十六条の二	四		
621	陸上交通事業調整法	(昭和十三年四月二日法律第七十一号)	第十一条			
622	立木ニ関スル法律	(明治四十二年四月五日法律第二十二号)	第四条	二		
623	立木ニ関スル法律	(明治四十二年四月五日法律第二十二号)	第四条	三		
624	旅行業法	(昭和二十七年七月十八日法律第二百三十九号)	第七条			
625	旅行業法	(昭和二十七年七月十八日法律第二百三十九号)	第八条	二		
626	旅行業法	(昭和二十七年七月十八日法律第二百三十九号)	第九条			
627	旅行業法	(昭和二十七年七月十八日法律第二百三十九号)	第九条	五		
628	旅行業法	(昭和二十七年七月十八日法律第二百三十九号)	第十八条			
629	旅行業法	(昭和二十七年七月十八日法律第二百三十九号)	第十八条の二	二		
630	旅行業法	(昭和二十七年七月十八日法律第二百三十九号)	第二十二條の八			
631	旅行業法	(昭和二十七年七月十八日法律第二百三十九号)	第二十二條の九	三		
632	旅行業法	(昭和二十七年七月十八日法律第二百三十九号)	第二十二條の十五	三		
633	旅行業法	(昭和二十七年七月十八日法律第二百三十九号)	第二十二條の二十二			
634	旅行者営業保証金規則	(平成八年三月二十八日法務省・運輸省令第一号)	第六条	三		
635	労働金庫法	(昭和二十八年八月十七日法律第二百二十七号)	第二十四条	十一		
636	労働金庫法	(昭和二十八年八月十七日法律第二百二十七号)	第二十八条			
637	労働金庫法	(昭和二十八年八月十七日法律第二百二十七号)	第四十二条の四			
638	労働金庫法	(昭和二十八年八月十七日法律第二百二十七号)	第五十四条			
639	労働金庫法	(昭和二十八年八月十七日法律第二百二十七号)	第五十五条	五		
640	労働金庫法	(昭和二十八年八月十七日法律第二百二十七号)	第五十七条の二			
641	労働金庫法	(昭和二十八年八月十七日法律第二百二十七号)	第六十五条			
642	労働金庫法	(昭和二十八年八月十七日法律第二百二十七号)	第六十六条			
643	労働金庫法	(昭和二十八年八月十七日法律第二百二十七号)	第九十四条			

《 供託所一覧・供託所別処理件数・供託所別人員配置・専従職員の人件費 》

1 供託所一覧・供託所別処理件数・供託所別人員配置

法務局・地方法務局	供託所	処理件数 (20年度)	供託官			職員合計 (供託官を含む)			
			専従	兼任	計	専従	兼任	計	
		681,843	51	281	332	268	492	760	
東京法務局	供託課	158,216	2		2	32		32	
	八王子支局	5,746		1	1	1	1	2	
	府中支局	8,428		1	1	1	1	2	
	西多摩支局	1,312		1	1	1	1	2	
横浜地方法務局	供託課	20,735	1		1	4		4	
	湘南支局	1,877		1	1	1	1	2	
	川崎支局	5,000		1	1	1	1	2	
	横須賀支局	5,062		1	1	1	1	2	
	小田原支局	2,097		1	1	1	1	2	
	厚木支局	1,764		1	1	1	1	2	
	相模原支局	1,429		1	1	1	1	2	
	鎌倉出張所(※)	1,821							
	平塚出張所	1,341		1	1		2	2	
	さいたま地方法務局	供託課	6,278	1		1	3		3
大宮支局		3,731		1	1	1	1	2	
久喜支局		877		1	1		2	2	
越谷支局		2,209		1	1	1	1	2	
川越支局		1,633		1	1	1	1	2	
所沢支局		2,208		1	1	1	1	2	
熊谷支局		1,929		1	1	1	1	2	
東松山支局		458		1	1		2	2	
秩父支局		454		1	1		2	2	
川口出張所		3,768		1	1		2	2	
千葉地方法務局		供託課	5,182	1		1	3		3
		佐倉支局	1,461		1	1	1	1	2
	茂原支局	1,493		1	1		2	2	
	松戸支局	2,614		1	1	1	1	2	
	柏支局	1,268		1	1	1	1	2	
	木更津支局	1,415		1	1		2	2	
	館山支局	313		1	1		2	2	
	匝瑳支局	878		1	1	1	1	2	
	香取支局	474		1	1		2	2	
	船橋支局	1,471		1	1	1	1	2	
	市川支局	3,076		1	1	1	1	2	
	水戸地方法務局	供託課	3,743	1		1	3		3
		日立支局	1,257		1	1		2	2
常陸太田支局		349		1	1		2	2	
土浦支局		3,087		1	1	1	1	2	
龍ヶ崎支局		755		1	1		2	2	
鹿嶋支局		455		1	1		2	2	
下妻支局		1,477		1	1		2	2	
宇都宮地方法務局		供託課	3,824	1		1	3		3
	日光支局	468		1	1		2	2	
	真岡支局	300		1	1		2	2	
	大田原支局	776		1	1		2	2	
	烏山支局	64		1	1		2	2	
	栃木支局	913		1	1		2	2	
	足利支局	1,049		1	1		2	2	
	前橋地方法務局	供託課	1,730	1		1	3		3
伊勢崎支局		443		1	1		2	2	
沼田支局		445		1	1		2	2	
太田支局		879		1	1	1	1	2	
桐生支局		3,788		1	1		2	2	
高崎支局		2,660		1	1	1	1	2	
中之条支局		239		1	1		2	2	
富岡支局		432		1	1		2	2	
静岡地方法務局	供託課	3,263	1		1	3		3	
	沼津支局	2,558		1	1	1	1	2	
	富士支局	962		1	1		2	2	
	下田支局	246		1	1		2	2	
	浜松支局	1,651		1	1	1	1	2	
	掛川支局	284		1	1		2	2	
	袋井支局	240		1	1		2	2	

法務局・地方法務局	供託所	処 理 件 数 (20年度)	供 託 官			職 員 合 計 (供 託 官 を 含 む)			
			専 従	兼 任	計	専 従	兼 任		
甲府地方法務局	供託課	2,540	1		1	3		3	
	鯉沢支局	97		1	1		2	2	
	大月支局	1,128		1	1		2	2	
長野地方法務局	供託課	1,379	1		1	3		3	
	飯山支局	111		1	1		2	2	
	上田支局	770		1	1	1	1	2	
	佐久支局	480		1	1		2	2	
	松本支局	971		1	1	1	1	2	
	木曾支局	81		1	1		2	2	
	大町支局	183		1	1		2	2	
	諏訪支局	253		1	1		2	2	
	飯田支局	439		1	1		2	2	
	伊那支局	275		1	1		2	2	
	新潟地方法務局	供託課	2,659	1		1	3		3
三条支局		540		1	1		2	2	
新発田支局		360		1	1		2	2	
村上支局		243		1	1		2	2	
長岡支局		463		1	1		2	2	
柏崎支局		57		1	1		2	2	
南魚沼支局		75		1	1		2	2	
上越支局		577		1	1		2	2	
糸魚川支局		65		1	1		2	2	
佐渡支局		231		1	1		2	2	
十日町支局		90		1	1		2	2	
新津支局		342		1	1		2	2	
大阪法務局		供託課	57,388	1		1	14		14
		東大阪支局	6,238		1	1	1	1	2
	堺支局	3,100		1	1	1	1	2	
	岸和田支局	3,866		1	1	1	1	2	
	北大阪支局	2,485		1	1	1	1	2	
	富田林支局	857		1	1	1	1	2	
	京都地方法務局	供託課	23,750	1		1	4		4
宇治支局		677		1	1		2	2	
園部支局		221		1	1		2	2	
宮津支局		150		1	1		2	2	
京丹後支局		165		1	1		2	2	
舞鶴支局		723		1	1		2	2	
福知山支局		468		1	1		2	2	
神戸地方法務局		供託課	10,974	1		1	4		4
	西宮支局	1,791		1	1	1	1	2	
	伊丹支局	1,709		1	1	1	1	2	
	尼崎支局	3,436		1	1	1	1	2	
	明石支局	876		1	1	1	1	2	
	篠山支局(※)	187							
	柏原支局	183		1	1		2	2	
	姫路支局	2,781		1	1	1	1	2	
	加古川支局	774		1	1	1	1	2	
	社支局	414		1	1		2	2	
	龍野支局	560		1	1		2	2	
	豊岡支局	351		1	1		2	2	
	洲本支局	723		1	1		2	2	
	奈良地方法務局	供託課	2,027	1		1	3		3
葛城支局		2,620		1	1		2	2	
桜井支局		260		1	1		2	2	
五條支局		290		1	1		2	2	
大津地方法務局	供託課	1,545	1		1	3		3	
	甲賀支局	391		1	1		2	2	
	彦根支局	834		1	1		2	2	
	長浜支局	202		1	1		2	2	
和歌山地方法務局	供託課	4,093	1		1	3		3	
	橋本支局	350		1	1		2	2	
	田辺支局	324		1	1		2	2	
	御坊支局	81		1	1		2	2	
	新宮支局	315		1	1		2	2	

法務局・地方法務局	供託所	処 理 件 数 (20年度)	供 託 官			職 員 合 計 (供 託 官 を 含 む)		
			専 従	兼 任	計	専 従	兼 任	
名古屋法務局	供託課	17,377	1		1	6		6
	春日井支局	1,051		1	1	1	1	2
	津島支局	393		1	1		2	2
	一宮支局	1,998		1	1	1	1	2
	半田支局	839		1	1	1	1	2
	岡崎支局	1,088		1	1	1	1	2
	豊田支局	878		1	1	1	1	2
	西尾支局	220		1	1		2	2
	豊橋支局	1,311		1	1	1	1	2
	新城支局	42		1	1		2	2
	刈谷支局	860		1	1		2	2
津地方法務局	供託課	1,141	1		1	3		3
	松阪支局	264		1	1		2	2
	伊賀支局	383		1	1		2	2
	四日市支局	886		1	1	1	1	2
	桑名支局	198		1	1		2	2
	伊勢支局	694		1	1		2	2
	熊野支局	141		1	1		2	2
岐阜地方法務局	供託課	3,363	1		1	3		3
	八幡支局	1,435		1	1		2	2
	大垣支局	923		1	1	1	1	2
	美濃加茂支局	400		1	1		2	2
	多治見支局	497		1	1		2	2
	中津川支局	240		1	1		2	2
	高山支局	414		1	1		2	2
	供託課	1,306	1		1	3		3
福井地方法務局	武生支局	538		1	1		2	2
	大野支局	124		1	1		2	2
	敦賀支局	154		1	1		2	2
	小浜支局	259		1	1		2	2
	供託課	2,051	1		1	3		3
金沢地方法務局	小松支局	491		1	1		2	2
	七尾支局	324		1	1		2	2
	輪島支局	186		1	1		2	2
	供託課	1,841	1		1	3		3
富山地方法務局	魚津支局	255		1	1		2	2
	高岡支局	666		1	1	1	1	2
	砺波支局	255		1	1		2	2
	供託課	9,859	1		1	3		3
広島法務局	廿日市支局	621		1	1		2	2
	東広島支局	840		1	1		2	2
	呉支局	1,062		1	1	1	1	2
	竹原支局	55		1	1		2	2
	尾道支局	555		1	1		2	2
	福山支局	1,731		1	1	1	1	2
	三次支局	962		1	1		2	2
	供託課	1,231	1		1	3		3
山口地方法務局	防府支局(※)	109						
	周南支局	941		1	1	1	1	2
	萩支局	339		1	1		2	2
	岩国支局	381		1	1		2	2
	下関支局	1,654		1	1	1	1	2
	宇部支局	1,024		1	1	1	1	2
	柳井出張所	106		1	1		2	2
	供託課	4,321	1		1	3		3
	岡山地方法務局	備前支局	134		1	1		2
倉敷支局		1,094		1	1	1	1	2
笠岡支局		231		1	1		2	2
高梁支局		202		1	1		2	2
新見支局(※)		81						
津山支局		777		1	1	1	1	2
真庭支局		123		1	1		2	2
鳥取地方法務局	供託課	1,281	1		1	3		3
	倉吉支局	454		1	1		2	2
	米子支局	1,111		1	1	1	1	2
松江地方法務局	供託課	1,116	1		1	3		3
	雲南支局	254		1	1		2	2
	出雲支局	752		1	1	1	1	2
	浜田支局	603		1	1		2	2
	益田支局	270		1	1		2	2
	川本支局	84		1	1		2	2
	西郷支局	87		1	1		2	2

法務局・地方法務局	供託所	処 理 件 数 (20年度)	供 託 官			職 員 合 計 (供 託 官 を 含 む)		
			専 従	兼 任	計	専 従	兼 任	
福岡法務局	供託課	10,652	1		1	4		4
	筑紫支局	388		1	1		2	2
	朝倉支局	268		1	1		2	2
	飯塚支局	902		1	1		2	2
	直方支局	798		1	1		2	2
	久留米支局	1,268		1	1	1	1	2
	吉井支局	13		1	1		2	2
	柳川支局	1,205		1	1		2	2
	八女支局	402		1	1		2	2
	北九州支局	7,698		1	1	1	1	2
	行橋支局	685		1	1		2	2
	田川支局	914		1	1		2	2
佐賀地方法務局	供託課	2,054	1		1	3		3
	武雄支局	386		1	1		2	2
	伊万里支局	215		1	1		2	2
	唐津支局	739		1	1		2	2
長崎地方法務局	供託課	3,178	1		1	3		3
	諫早支局	1,583		1	1		2	2
	島原支局	354		1	1		2	2
	佐世保支局	6,536		1	1	1	1	2
	平戸支局	352		1	1		2	2
	壱岐支局	308		1	1		2	2
	五島支局	260		1	1		2	2
	対馬支局	144		1	1		2	2
	大分地方法務局	供託課	3,681	1		1	3	
杵築支局		423		1	1		2	2
臼杵支局		143		1	1		2	2
佐伯支局		267		1	1		2	2
竹田支局		161		1	1		2	2
中津支局		488		1	1		2	2
宇佐支局		470		1	1		2	2
日田支局		549		1	1		2	2
熊本地方法務局		供託課	4,457	1		1	3	
	宇土支局	333		1	1		2	2
	玉名支局	311		1	1		2	2
	御船支局	390		1	1		2	2
	山鹿支局	417		1	1		2	2
	阿蘇支局	319		1	1		2	2
	八代支局	709		1	1		2	2
	人吉支局	418		1	1		2	2
	天草支局	432		1	1		2	2
	鹿児島地方法務局	供託課	4,178	1		1	3	
霧島支局		813		1	1	1	1	2
知覧支局		530		1	1		2	2
川内支局		1,196		1	1		2	2
鹿屋支局		655		1	1		2	2
奄美支局		1,145		1	1		2	2
宮崎地方法務局	供託課	3,214	1		1	3		3
	日南支局	332		1	1		2	2
	都城支局	1,028		1	1	1	1	2
	延岡支局	573		1	1		2	2
	日向支局(※)	190						
那覇地方法務局	供託課	9,287	1		1	4		4
	沖縄支局	3,726		1	1	1	1	2
	名護支局	711		1	1	1	1	2
	宮古島支局	317		1	1		2	2
	石垣支局	344		1	1		2	2
	仙台法務局	供託課	5,536	1		1	3	
塩竈支局		311		1	1		2	2
大河原支局		401		1	1		2	2
古川支局		305		1	1		2	2
築館支局		206		1	1		2	2
石巻支局		440		1	1		2	2
登米支局		242		1	1		2	2
気仙沼支局		189		1	1		2	2
福島地方法務局		供託課	1,536	1		1	3	
	相馬支局	426		1	1		2	2
	郡山支局	2,060		1	1	1	1	2
	白河支局	833		1	1		2	2
	若松支局	1,356		1	1	1	1	2
	いわき支局	1,207		1	1	1	1	2

法務局・地方法務局	供託所	処 理 件 数 (20年度)	供 託 官			職 員 合 計 (供託官を含む)		
			専 従	兼 任	計	専 従	兼 任	計
山形地方法務局	供託課	1,912	1		1	3		3
	寒河江支局	219		1	1		2	2
	新庄支局	218		1	1		2	2
	米沢支局	612		1	1		2	2
	鶴岡支局	346		1	1		2	2
	酒田支局	390		1	1		2	2
盛岡地方法務局	供託課	1,250	1		1	3		3
	花巻支局	483		1	1		2	2
	二戸支局	232		1	1		2	2
	遠野支局	366		1	1		2	2
	宮古支局	208		1	1		2	2
	一関支局	486		1	1		2	2
	水沢支局	209		1	1		2	2
秋田地方法務局	供託課	1,786	1		1	3		3
	能代支局	192		1	1		2	2
	本荘支局	410		1	1		2	2
	大館支局	454		1	1		2	2
	横手支局	154		1	1		2	2
	湯沢支局	190		1	1		2	2
	大曲支局	270		1	1		2	2
	青森地方法務局	供託課	1,706	1		1	3	
むつ支局	332		1	1		2	2	
五所川原支局	361		1	1		2	2	
弘前支局	1,158		1	1	1	1	2	
八戸支局	1,061		1	1	1	1	2	
十和田支局	327		1	1		2	2	
札幌法務局	供託課	9,105	1		1	3		3
	岩見沢支局	699		1	1		2	2
	滝川支局	275		1	1		2	2
	室蘭支局	767		1	1		2	2
	苫小牧支局	858		1	1	1	1	2
	日高支局	295		1	1		2	2
	小樽支局	796		1	1		2	2
	倶知安支局	157		1	1		2	2
	函館地方法務局	供託課	4,564	1		1	3	
江差支局	96		1	1		2	2	
寿都支局	12		1	1		2	2	
八雲出張所	168		1	1		2	2	
旭川地方法務局	供託課	1,586	1		1	3		3
	名寄支局	278		1	1		2	2
	紋別支局	133		1	1		2	2
	留萌支局	54		1	1		2	2
	稚内支局	253		1	1		2	2
釧路地方法務局	供託課	783	1		1	3		3
	帯広支局	755		1	1	1	1	2
	網走支局(※)	170						
	北見支局	540		1	1		2	2
根室支局	167		1	1		2	2	
高松法務局	供託課	2,362	1		1	3		3
	丸亀支局	1,018		1	1		2	2
	観音寺支局	329		1	1		2	2
徳島地方法務局	供託課	1,823	1		1	3		3
	鳴門支局(※)	241						
	阿南支局	262		1	1		2	2
	美馬支局	284		1	1		2	2
吉野川支局(※)	135							
高知地方法務局	供託課	2,639	1		1	3		3
	いの支局	372		1	1		2	2
	香美支局	396		1	1		2	2
	須崎支局	362		1	1		2	2
	安芸支局	210		1	1		2	2
	四万十支局	487		1	1		2	2
松山地方法務局	供託課	2,932	1		1	3		3
	大洲支局	369		1	1		2	2
	八幡浜支局	190		1	1		2	2
	西条支局	444		1	1		2	2
	四国中央支局	477		1	1		2	2
	今治支局	367		1	1		2	2
	宇和島支局	870		1	1		2	2

※ 平成21年12月末までに廃止された供託所

2 専従職員の人件費

2,422,811 千円(※国家公務員共済組合負担金を含む)

供託の意義

供託は、国の機関である供託所に、金銭又は有価証券を預けて、その管理をゆだね、終局的には供託所を通じてその金銭又は有価証券をある者に取得させることによって、債務の消滅等の一定の法律上の目的を達成しようとする制度である。このような供託を義務付け、又は供託を許容する根拠法令の規定は、約650程度である。

供託官の審査権限

「供託申請についての供託官の…審査の対象は、供託書の適式性、添付書類の存否等の手続的要件に限られるものではなく、提出された供託書及び添付書類に基づいて判断しうる限りにおいて、供託原因の存否等当該供託が実体法上有効なものであるか否かという実体的要件にも及ぶ」（最高裁判所昭和59年11月26日第二小法廷判決・判時1149号87頁）

具体的に中核となる審査事項

受理手続

- ① 供託の申請が適式であること。
- ② 供託書に必要な添付及び提示書類の添付及び提示があること。
- ③ 供託者及び被供託者が当事者能力及び行為能力を有すること。
- ④ 当該供託を義務付け、又は許容する根拠法令が存在すること（約650程度にものぼる上、改正も頻繁であり、かつ、多様である。）。
- ⑤ 当該供託所が管轄権を有すること。
- ⑥ 当該供託の目的物が適格を有すること。
- ⑦ 供託者及び被供託者が当事者適格を有すること。
- ⑧ 当該供託に供託の原因が存在すること。

（供託書に記載された供託原因事実や供託根拠法令の規定に照らし、当該申請に係る供託が実体法上の要件を具備した有効なものか否かを判例等をも確認するなどして審査し、当該供託の受理・不受理を判断する。）

払渡手続

- ① 払渡請求が適式であること。
- ② 払渡請求書に必要な添付及び提示書類の添付及び提示があること。
- ③ 当該払渡請求者が当該供託に係る供託根拠法令の規定に照らし、実体法上当該供託物の還付又は取戻しを受ける権利を有すること。

（当該供託物に係る還付又は払渡請求権を有する者を法的に審査し、かつ、添付及び提示書類から当該払渡請求者がその権利者であるかどうかを審査する。）

- ④ 当該払渡請求を妨げる事由が存しないこと。

（当該払渡請求権の譲渡、差押え、消滅時効の完成等、供託成立後の供託関係の変動の有無も審査し、当該払渡請求を認可すべきか否かを判断する。）

- ⑤ 金銭たる供託物については利息払渡しが可能であること及びその利率

実体的要件の審査に関する具体的な幾つかの基本的事例

（例）弁済供託（民法（明治29年法律第89号）第494条後段に規定する債権者不確知）の場合

○ 相続関係事例

賃貸人が死亡し、その相続人が数人ある場合において、賃借人は、各相続人の賃料債権の額が不明であるとして、供託をすることができるか→（最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁参照）

○ 債権の二重譲渡等事例

- ① 2通の確定日付ある債権譲渡通知が同時に到達した場合において、債務者は、債権者がいず

※ 供託物の還付を請求する者は、その権利を証明しなければならない（供託法（明治32年法律第15号）第8条第1項、供託規則（昭和34年法務省令第2号）第24条第1項）が、その性質上、一律に、又は定型的に定められるものではなく、事案ごとに個別具体的に判断しなければならない。

（例）弁済供託（債権者不確知）の場合

○ 相続人からの賃料の還付請求事例

賃貸人が死亡し、その相続人が不明であるとして賃借人が債権者不確知による賃料の供託をした場合において、賃貸借の目的物たる不動産の所

れの譲受人か不明であるとして、供託をすることができるか→(最判昭和55年1月11日民集34巻1号42頁参照)

② 譲渡禁止の特約がある債権について差押え・転付命令が送達された場合において、債務者は、債権者が差押債務者か差押債権者か不明であるとして、供託をすることができるか→(最判昭和45年4月10日民集24巻4号240頁参照)

③ 確定日付ある債権譲渡通知及び社会保険事務所からの債権差押通知書が送達された場合において、債務者は、これらのいずれが先に送達されたのかが不明であることに基づき、債権者が譲受人か差押債権者か不明であるとして、供託をすることができるか→(最判昭和49年3月7日民集28巻2号174頁、前掲最判昭和55年1月11日参照)

(例) 執行供託(民事執行法(昭和54年法律4号)第156条に規定する第三債務者の供託)の場合

○ 差押命令の競合に係る執行供託事例

商品代金債権の全額について、仮差押命令及び動産売買先取特権に基づく物上代位としての差押命令が送達された場合、債務者は、どのような根拠法令に基づき、誰を被供託者とする供託をすることができるか→(最判昭和60年7月19日民集39巻5号1326頁参照)

(例) 混合供託(弁済供託及び執行供託の混合型)の場合

○ 混合供託事例

債務者が債権者からその金銭債権を第三者に譲渡した旨の通知を受けたが、その後、当該債権者から当該譲渡通知は無効である旨の通知を受け、さらに、当該債権者の債権者による当該債権に対する差押命令の送達を受けた場合、債務者は、当該金銭債権の全額に相当する金銭を供託することができるか→(最判昭和49年3月7日民集28巻2号174頁、最判昭和58年10月4日判時1095号95頁参照)

有権を取得した相続人からその旨記載された遺産分割協議書を添付して払渡請求があったときは、供託官は、当該払渡請求に応じることができるか→(最判平成17年9月8日民集59巻7号1931頁参照)

○ 被供託者でない者からの還付請求事例

供託書に被供託者として記載されていない丙が、被供託者とされている甲と乙を相手に債権存在確認の訴えを提起し、請求を認容する旨の確定判決を得た上、当該確定判決正本を添付して払渡請求をしたときは、供託官は、当該払渡請求に応じることができるか→(昭和41年4月14日民事甲第1107号民事局長認可等参照)

(例) 執行供託(第三債務者の供託)の場合

強制執行による差押えが先行し、続いて滞納処分による差押えがされたことに基づき、差押えが競合したもとして供託がされた場合において、差押債権者又は徴収職員による供託金払渡請求があったときは、供託官は、当該払渡請求に応じることができるか→(昭和55年9月6日民四第5333号民事局長通達等参照)

(例) 混合供託(弁済供託及び執行供託の混合型)の場合

効力に疑義のある債権譲渡通知及び譲渡人の債権者による差押命令の送達を受けたことに基づいてされた混合供託事例において、譲受人又は譲渡人は、それぞれどのような添付書類により、還付請求をすることができるか→(昭和50年12月19日民四第7161号民事局長回答、昭和41年12月27日民事甲第3683号民事局長認可等参照)

(例) 供託金払渡請求権に対して国税の滞納処分による差押えと強制執行による差押えの競合が生じた場合

滞納処分による差押えが先行し、続いて強制執行による差押えがされた場合において、強制執行による差押債権者による取立権に基づき、滞納処分の効力の及んでいない部分についての払渡請求があったときは、供託官は、当該払渡請求に応じることができるか→(昭和55年9月6日民四第5333号民事局長通達等参照)

司法作用に準ずる高度かつ複雑な法的判断を内容とする審査

仮に判断を誤った場合

- 受理の判断を誤ると当該供託は無効→法的効果不発生、供託物を取り戻した上でやり直し
- 払渡しの判断を誤ると、日本銀行や財務省の国庫金管理に多大な支障が生じ、場合により国家賠償責任の発生

当事者が判断に不服の場合

- 審査請求手続(供託法第1条ノ4から第1条ノ8まで、行政不服審査法)
- 行政訴訟の提起(最高裁判所昭和45年7月15日大法廷判決民集24巻7号771頁)

《 専門知識・能力の養成方法 》

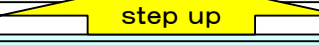
高度な専門知識・能力を有する供託官

育成方法等	取得知識等
<p>新任供託課長研修(本省実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務遂行に必要な高度の専門的知識及び技能の修得 ・管理・運営に係る知識及び技能 等 	<ol style="list-style-type: none"> 1 供託官として業務遂行に必要な高度な専門知識及び能力 2 日本銀行及び裁判所等の関係機関の責任者との事件処理に係る協議・調整
<p>供託課長会同(本省・管区局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度な法解釈を要する具体的事例に対する検討・協議 ・管理・運営に係る検討・協議 等 	
<p>供託官会同(管区局・地方局実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度な法解釈を要する具体的事例に対する検討・協議 ・法改正に伴う供託事務の取扱いに係る協議 等 	



専門知識・能力を有する供託事務担当者

育成方法等	取得知識等
<p>高等科研修(管区局実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務遂行に必要な専門的知識及び応用力の修得 ・システム操作訓練 等 	<ol style="list-style-type: none"> 1 供託事務担当者として業務遂行に必要な専門知識・能力 2 日本銀行及び裁判所等の関係機関の担当者との事件処理に係る協議・調整 3 システム操作機能の修得
<p>初等科研修(管区局・地方局実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務遂行に必要な知識及び応用力の修得 ・システム操作訓練 等 	
<p>初任者研修(地方局実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務遂行に必要な基礎的知識の修得 ・システム操作訓練 等 	
<p>引取研修(管区局・地方局実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管区局等が地方局(支局・出張所含む)の担当者を招集し、実地訓練を行う 	
<p>検討会・OJT(各庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疑義のある供託事件に係る協議により専門的知識の修得 	



法律知識・能力を有する法務事務官

育成方法等	取得知識等
<p>一般研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等科研修(本省実施) ・中等科研修(管区局実施) ・専修科研修(管区局実施) ・初等科研修(管区局実施) 等 	<p>民法, 会社法等法務局の所掌事務に係る関係法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法 ・不動産登記法 ・民事訴訟法 ・民事執行法 ・民事保全法 ・農地法 ・土地区画整理法 等 <p>・会社法 ・商業登記法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商法 ・会社更生法 ・民事再生法 ・破産法 ・保険業法 ・各種業法 等 <p>・民法 ・戸籍法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後見登記等に関する法律 等 <p>・国家賠償法 ・国税徴収法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事訴訟法 ・民事執行法 ・滞調法 ・民事保全法 等 <p>・会計法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算決算及び会計令 ・国の債権の管理等に関する法律 等
<p>不動産登記関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記専攻科研修(本省実施) ・担当官研修(地方局実施) ・OJT(各庁) 等 ・担当官研修(管区局実施) ・登記官会同(管区局, 地方局実施) 	
<p>商業・法人登記関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記専攻科研修(本省実施) ・担当官研修(地方局実施) ・OJT(各庁) 等 ・担当官研修(管区局実施) ・登記官会同(管区局, 地方局実施) 	
<p>戸籍事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務研究会(管区局・地方局実施) ・OJT(各庁) 等 ・初任者研修(地方局実施) 	
<p>訟務事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上席訟務官会同(本省, 管区局実施) ・上席訟務官事件研究会(本省, 管区局実施) ・専門科研修(本省実施) ・訟務担当官研修(本省実施) ・訟務新任研修(管区局実施) ・OJT(各庁) 等 	
<p>会計事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計事務職員研修(財務省実施) ・会計事務初任者研修(管区局実施) ・会計職員実務講習会(本省実施) ・OJT(各庁) 等 	

実務経験